

第十二回国会 大蔵委員会議録 第十七号

昭和二十六年十一月十五日(木曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

- 委員長 夏堀源三郎君
- 委員 夏堀源三郎君
- 理事 奥村又十郎君 理事 小山 規君
- 理事 西村 直巳君 理事 内藤 友明君
- 浅香 忠雄君 大上 司君
- 佐久間 徹君 清水 逸平君
- 高間 松吉君 塚田十一郎君
- 吉米地英俊君 三宅 則義君
- 宮崎 靖君 宮腰 喜助君
- 上林與市郎君 松尾トシ子君
- 深澤 義守君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 西川甚五郎君
- 大蔵事務官(主計局長) 佐藤 一郎君
- 大蔵事務官(主計局長) 岸本 晋君
- 大蔵事務官(銀行局長) 河野 通一君
- 委員外の出席者
- 総理府事務官(公正取引委員会事務局副査) 丸山 泰男君
- 大蔵事務官(主計局長) 北島 武雄君
- 農林事務官(食糧庁総務部長) 清井 正君
- 農林事務官 椎木 文也君
- 専門員 黒田 久太君

十一月十四日

委員宮腰喜助君及び高田富之君辭任につき、その補欠として河野金昇君及び中西伊之助君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員河野金昇君辭任につき、その補欠として宮腰喜助君が議長の指名で委員に選任された。

十一月十五日

旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案(内閣提出第四七号)の審査を本委員会に付託された。十月二十九日 松山港閉港指定に関する陳情書(松山市長黒田政一)(第三六九号)を本委員会に送附された。

本日の会議に付した事件

関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号) 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)(参議院送付) 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号) 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号) 日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号) 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号) 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)(予) 損替保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)(予)

糸価安定特別会計法案(内閣提出第四三号) 学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案(内閣提出第四四号)

夏堀委員長 これより会議を開きます。 昨十四日本委員会に付託に相なりました糸価安定特別会計法案、及び学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案の両法律案を一括議題といたしまして、まず政府当局より提案趣旨の説明を求めます。西川政府委員。

糸価安定特別会計法案 (設置) 第一條 前糸価安定法(昭和二十六年法律第 号)に基いて行う生糸の買入、売渡、貯蔵及び加工に関する政府の経理を明確にするため特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。(管理) 第二條 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。(資本) 第三條 この会計においては、第四條第一項に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

(歳入及び歳出) 第四條 この会計においては、生糸の売渡代金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、生糸の買入、貯蔵及び加工に関する経費、事務取扱費その他の歳費をもつてその歳出とする。

前項に規定する一般会計からの繰入金は、この会計の資本に充てるため、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れるものとする。(歳入歳出予算計算書の作製及び送付) 第五條 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

前項の歳入歳出予算計算書には、左の書類を添付しなければならない。 一 前前年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定生糸在高明細表 (歳入歳出予算の区分) 第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。(予算の作成及び提出) 第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。(利益及び損失の処理) 第八條 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、損失を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。

前項の場合において、損益計算上生じた損失額が積立金の額を超過するときは、その超過額は、損失の繰越として整理することができる。

政府は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、第一項の規定による積立金の額の範囲内においてこの会計から一般会計に繰入金を行うことができる。(剰余金の繰入) 第九條 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金を翌年度の歳入に繰り入れなければならない。(歳入歳出決定計算書の作製及び送付) 第十條 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

前項の歳入歳出決定計算書に

は、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十二條 この会計において、支払上資金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越)

第十三條 この会計において、支払義務が生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による繰越をしたとき、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十四條 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、爾後価格安定法中第二條の規定以外の規定施行の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十二條第五号の前に次の一号を加える。

四の三 糸価安定特別会計の経理を行うこと。

3 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「農林漁業資金融通特別会計」の下に「糸価安定特別会計」を加える。

学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案

学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案

(ミルク等の譲與及び買入)

第一條 政府は、学校及び保育所の給食の用に供するため、食糧管理特別会計の負担において買入れた乾燥脱脂ミルク(以下「ミルク」といふ)及び小麦を都道府県に譲與することができる。

2 前項の規定により譲與するミルク及び小麦の買入価額は、二十四億九千六百七十六万五千円をこえることができない。

3 政府は必要があるときは、第一

項に規定する小麦に代えて、食糧管理特別会計の負担においてその小麦に加工した小麦粉を同項の規定による譲與に充てることのできる。

4 政府は、第一項の規定による譲與に充てるため、食糧管理特別会計の負担においてミルクを買入られることのできるものとし、当該ミルクの買入に要する経費を、食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)第六條第一項の規定にかかわらず、同会計の歳出をもつて支出することができ。

(財源の繰入)

第二條 政府は、前條第一項の規定による譲與に充てるミルク及び小麦の買入財源に充てるため、昭和二十六年年度において、一般会計から、同條第二項に規定する金額をこえない範囲内で必要な金額を食糧管理特別会計に繰り入れるものとする。

(ミルク等の引渡)

第三條 政府は、第一條第一項又は第三項の規定によりミルク、小麦及び小麦粉を譲與する場合においては、学校給食用ミルク及び小麦は都道府県教育委員会に、保育所給食用ミルクは都道府県知事に、それぞれ到着港本船船側渡しにより、小麦粉は都道府県教育委員会に、農林大臣の指定する地(以下「指定地」といふ)において引き渡すものとする。

2 政府は、前項の規定により小麦

及び小麦粉を指定地において引き渡す場合においては、左に掲げる経費に相当する金額を、都道府県をして政府に納付させなければならない。

一 小麦については、到着港本船船側渡しにより受領して指定地において引き渡す時までにおけるその搬送、保管、加工等に要する経費

二 小麦粉については、前号に規定する期間中におけるその搬送、保管、加工等に要する経費(その原料である小麦の搬送、保管等に要する経費を含む)

3 前項の規定により都道府県が納付する納付金は、食糧管理特別会計の歳入とする。

第四條 都道府県は、第一條第一項の規定により譲與を受けたミルクにあつては学校又は保育所の給食の用に供するため、同項又は同條第三項の規定により譲與を受けた小麦及び小麦粉にあつてもは学校の給食の用に供するため、これらのものを小学校の児童及び保育所の保育を受ける児童に譲與しなければならない。但し、都道府県教育委員会又は都道府県知事は、前條第一項の規定により到着港本船船側渡しにより引渡を受けたミルク及び小麦については、その引渡を受けた時以後におけるミルク及び小麦の搬送、保管、加工等に要した経費を、同項の規定により指定地において引渡を受けた小麦及び小麦粉については、その小麦及び小

2 政府は、前項の規定により小麦

小麦粉につき同條第二項の規定により政府に納付した金額並びにその引渡を受けた時以後におけるその小麦及び小麦粉の搬送、保管、加工等に要した経費をそれぞれこれらのものの給食を受ける児童の負担とすることができる。

(ミルクの買入財源に要する経費の繰越)

第五條 政府は、学校及び保育所の給食のために食糧管理特別会計に対する繰入金として計上された一般会計の歳出予算の金額のうち、第一條第四項の規定により締結したミルクの買入契約が昭和二十六年年度内に履行されなかつたため、同年度において食糧管理特別会計に繰り入れられなかつたものがあるときは、当該金額を、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十二條の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 財政法第四十三條の規定は、前項の繰越について準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○西川政府委員 ただいま議題となりました糸価安定特別会計法案外一法律案につきまして、御説明申し上げます。

今回政府は生糸の輸出増進及び蚕糸業の経営の安定をはかるため、繭及び生糸の価格の異常な変動を防止することを目的として、別途国会に繭糸価格安定法案を提出いたし、御審議を願つておるのでございますが、この繭糸価格安定法を実施いたすこと

になりませう場合には、生糸の売渡しま
たは買入れ等、これに関する経理を一
般会計と区分して、その状況を明確に
いたすことが適当と考えられます。こ
のために、新たに糸価安定特別会計を
設けることとしたし、この法律案を提
出した次第でございます。

次にこの法律案の内容の概略を申し
上げますと、糸価安定特別会計は、一
般会計からの繰入金三十億円をもつて
その資本とし、生糸の売渡し代金、一
般会計からの繰入金及び付属雑収入を
もつて歳入とし、生糸の買入れ貯蔵及
び加工に関する経費、事務取扱費その
他の経費をもつて歳出とすることとい
たしますと、その他特別会計に
必要な規定を設けようとするものであ
ります。

次に学校及び保育所の給食の用に供
するミルク等の譲渡並びにこれに伴う
財政措置に関する法律案につきまして
御説明申し上げます。

これまで学校及び保育所における給
食の用に供するミルク及び小麦等につ
きましては、アメリカ政府の寄贈また
は米国対日援助見返資金の支出によつ
てまかなわれておりましたが、今後政
府が財源を負担して、本年度内の給食
を継続することとしたし、これに要す
る経費を補正予算に計上しているの
あります。これに伴い学校給食等に
関する法的措置を講ずる必要がありま
すので、この法律案を提出いたしました次
第でございます。

次にこの法律案の内容でございますが、
まず給食用のミルク及び小麦等
は、食糧管理特別会計において買入れ
れ、これを都道府県を経て給食を受け
る児童に譲渡することができることと

いたし、その買入れ譲渡することので
きるミルク及び小麦等の価額は、二十
億九千六百零万円の範囲内としてい
るのであります。

次に給食用ミルク及び小麦等の買入
れのために要する財源は、一般会計か
ら食糧管理特別会計に繰り入れること
としたしておりますが、輸送、保管、
加工等に要した経費については、これ
までと同様給食を受ける児童に負担さ
せることができることとしたしてあり
ます。

なおミルクにつきましては、買入れ
契約をしたミルクが本年度内に輸入さ
れないために、その買入れ財源の一般
会計から食糧管理特別会計への繰入れ
を年度内に終らないこととなる場合も
予想されますので、その支払いに支障
を及ぼすことのないよう、その繰入れ
のできなかつた金額は、来年度に繰越
して使用することができることとした
してあるのであります。

以上がこの二法律案の提案の理由で
ございます。何とぞ御審議の上、すみ
やかに御賛成あらんことをお願い申し
上げます。

○夏堀委員長 次に関税法等の一部を
改正する法律案、国家公務員等の旅費
に關する法律の一部を改正する法律
案、及び食糧管理特別会計の歳入不足
を補てんするための一般会計から繰入
金に關する法律の一部を改正する
法律案、及び国家公務員等に対する退
職手当の臨時措置に關する法律の一部
を改正する法律案の四法律案を、一括
議題として質疑を行います。

○内藤(友)委員 関税法であります
が、第百四條に書いてあります。「本

邦ノ領域中政令ノ定ムル地域ハ当分ノ
間之ヲ外国ト看做ス」この政令の定む
るといふもの内容は、どういふこと
になつておるのか。それをはずりし
たいと思ひます。

○北島説明員 お答えいたします。私
どもがただいま政令で規定したそうと
思つております地域は、平和條約第三
條に規定されております地域でござ
いまして、すなわち北緯二十九度以南
の南西諸島、それから彌生島の南の南
方諸島、それから南鳥島及び沖ノ鳥島
でございます。

○内藤(友)委員 そうしますと、問題
になつております北海道のすぐわきに
あります齒舞でありますとか色丹、あ
れはどういふことになるのでありませ
か。それをひとつお示し願ひたいと思
ひます。

○北島説明員 非常にデリケートな問
題であります。私もよくいたしまし
ては、あれらの地域は本邦の領土であ
ると思つておりました。ただいまこれ
を外國とみなして関税上の法規を適用
するかどうかということについては、
消極的に考へております。と申しま
す。現在まだ行政権が遺憾ながら及
んでおりませんけれども、實際問題
として、あの地域と本邦のいわゆる内
地と往復する貿易船等がございませ
んで、今のところ支障はないのでは
ないか、こゝろ思つております。

○内藤(友)委員 そうしますと、この
定められる政令といふものは、何と申
しますか非常に幅が広いものでありま
して、實際にはそぐわぬけれども、た
だ関税の問題から必要な部分だけをこ
こに書き上げるといふことの御精神な
んであります。

○北島説明員 御質問の通りござい
ます。

○内藤(友)委員 それから第三條の四
項に書いてあります「政令で定めると
ころにより、当分の間免除する。」とい
う政令の内容であります。これもひ
とつはつきりお示し願ひたいと思ひま
す。

○北島説明員 ただいまこの政令で規
定しようと思ふ事項は、大体これらの
地域で生産されました物品の輸入税を
免除する場合におきましては、原産地
証明書を必要とするということが第一
点でございます。それからまた原産地
証明書の発行はだれが行うか、あるい
はその記載事項、有効期間などを規定
いたしたいと思つております。但し平
和條約第三條の地域の中で、小笠原諸
島等につきましては、当分の間原産地
証明はなくてもよろしいといふふう
に規定したいと思つております。と
申しますのは、小笠原諸島におきま
しては、目下まだ行政の官庁がすつかり
決定しておりませんので、原産地証明
書の発給ができないかもしれませんで、
当分の間小笠原諸島には適用しな
い、こゝろのことでございます。

○内藤(友)委員 それから第八條であ
ります。これは非常に重大なことの
ようなきがいたすのであります。と申
しますのは、第八條に「政令ノ定ムル
地域ハ当分ノ間之ヲ外国ト看做ス」こ
う書いてありますので、先ほどのお答
えからいたしますと、色丹でありませ
とか齒舞は、日本が何だか外国とみな
すような法律をつくらうな感じが
なるのであります。それは私の感が
誤つておりますれば、ひとつ正してい
ただきたいと思ひます。

○北島説明員 外國とみなすといふの
は、外國ではないけれども、関税法規
の適用については外國とみなしまし
て、これらの地域を経過して内地に入
つて参りますところの船舶、あるい
はまたこれらの地域から直接参ります
船舶は、いわゆる外國貿易船といたし
まして関税法規の適用を受けさせる。
それに伴ひまして、これらの地域との
間を往來する貨物については、あるい
は輸出入としてその手続を経させる。
こゝろ趣旨でございます。外國だ
といふのではないのでございます。関
税法規の適用については、これを外國
と一応みなしまして関税法規を適用す
る、こゝろ趣旨でございます。

○官廳委員 この法に關連する問題と
してお伺ひいたしておきたいと思ひ
ております。昨年の十月ごろ中共の
戦略物資になる可能性のものにつ
いては、輸出してはいかぬといふ總司令部
からの命令で、リストの範囲を拡大さ
れて参りました。ごく最近もさうい
う問題が起つておるのであります。最
近に国内産業が非常に順調に発達して
参りまして、国内の需要をオーバーし
まして、海外に出さなければならぬ
ような状態になつて参りました。ど
この工場に關しても、輸出が順調でない
から非常に困つておるといふような状
態であります。そこで昨年度の總司令
部から出されたリストの範囲の縮小と
いう問題も考へられますが、とりあ
えずさういふ問題よりも、そのリストに
載らなくても、解釈上これは中共の戦
略物資にならないようなものであつて
も、これは出しちやいかぬ、あるいは
司令部から許可をとつて来なければい
かぬ、こゝろ趣旨でございます。

おります。たとえは医者等の使用と
のレントゲンのポータブルのような問
題についても、こういうものは出して
はいかぬという問題があります。こ
ういうよりなリストに載っていない
解釈上も決して戦時物資にならないよ
うなもの、税関ではどん／＼取入れ
て海外へ送つていただく、たとえは香
港へ送つていただくというよりなこ
は、ぜひとも税関の方で特別に考慮し
ていただかなければ、われ／＼日本経
済の進展というものはできないのでは
ないか。これはどの業者も最近非常
に論議されておりますし、また今日のま
まで行くならば、日本の貿易業者は
とんど倒れてしまふのではないかと
つてリストに載らなくても、解釈上戦
時物資でないといふものについては、
税関で自由な解釈でどん／＼輸出する
ものがありましたら輸出されてもら
たい、こういうお願いですが、そ
ういふ問題については、税関の方では今後
どういふふうに考へて行かれるか、そ
の点を伺つておきたい。

○北島説明員 税関におきましては御
承知のごとく関税法、関税定率法等
の、いわゆる関税法の執行機関でござ
います。同時にまた貿易管理とい
う面につきましての最下部の機関とし
て働いております。貿易管理の面にお
きましては、税関は通商産業大臣の指
揮監督のもとに活動いたしてござ
います。御承知の通りたゞまお話のあり
ました輸出貿易管理令の別表第一に掲
げる物品につきましては、通商産業大
臣の許可がなければ輸出できないこと
になつております。税関といたしまし
ては、はたして通商産業大臣の許可が
あつたかといふことと、並びに

その許可された品目が、その通り出
ておるかといふことを確認いたす
だけでございます。自由裁量の余地
がきつめて少いのでございます。以上
お答え申し上げます。

○富田委員 それからもう一点は、こ
の夏の議会で関税定率法が通過いた
しました。あの内容を見ますと輸入関
係は非常に重税になつておる面がたく
さんあります。講和條約の締結がまだ完
了していない。そこでこの海外との通
商條約ができておられない關係上、最
國待遇を受け得る可能性があるもの
が、関税定率法があるにやうに高く
なれば、あるいはまた外国の業者は、
外国の関税定率を高めるといふやうな
ことになりまして、お互いに関税の障
壁を設けるやうな競争状態になつて行
くのではないかと。ことに最近の話
ですが、まぐろのアメリカへ輸入する
関税については、アメリカの関税では
一厘四五分を税をとつておるといふこ
とであります。このように報復手段と
してお互いに関税定率法が高いと、双
方にそういうやうな競争が起る。そ
うして資材や資源の輸出入の機会均等
を失ふやうなおそれがあるのであり
ます。その点の問題で、税関部では御
研究されたことがあるかどうか、伺
いたい。

○北島説明員 御指摘の通り現在の関
税定率法は、先般の国会におきまして
全面的に改正せられました。五月から
施行されておりますが、その関税の高
さと申しますと、実は戦前のよりも相
当低いのでございまして、これはいろ
いろな表のとおり方によつて多少違ふと
思ふのであります。私どもの勘で
は、大体戦前の関税率の六割程度と考

えております。この関税率は、現在の
世界各國におきましても決して高いも
のではないかと、むしろ低関税率に属す
るのではなからうかといふふうに考
えております。世界で現在低い関税率と
申しますと、ベルギー、オランダ、ル
クセンブルグの三国、それとスカンジ
ナビア諸國が割合に低いのでありま
す。日本の関税率は、現在のところ大
体スカンジナビア程度ではなからうか
と考へております。それで、日本の関
税が高いために外国の非難を仰ぐとい
ふやうなことは、ないのではなからう
かと考へております。

○深澤委員 平和條約第三條によつて
外国と見なされるこれらの地域との間
に出入する船舶及び貨物について、当
分の間関税法を適用しようといふわ
けであります。この当分の間といふ
ことは、どういふ期間をさしていら
るか、伺いたしたのであります。

○北島説明員 この政令で規定いた
すと思つております地域は、先ほど御
説明いたしましたやうに、平和條約第
三條に規定せられておる地域であり
ます。平和條約第三條をよく読んでみ
ますと、これらの地域は一応信託統治地
域と予定はせられておるやうでござ
います。アメリカ合衆國が信託統治の
提案を國際連合にいたしました。それ
が可決せられるまでの間は、アメリカ
合衆國がこれらの地域に立法権、行政
権、司法権の全部または一部を行使す
る権利を持つ、こゝになつてござ
います。信託統治に付せられる場合にお
きましても、場合によりまして行政権等
が日本に委譲せられることも、その條
文の上からは予定せられるのでござ
います。そういったと、現在のところ

るいまだ行政権は及んでおりませ
んが、かりに行政権がわが國に委譲せ
られて、わが國の税関がそこで仕事
をするやうになりますれば、外国とみ
なす必要はないわけでありませ
ん。それで、わが國に行政権が帰
属するまでといふつもりであります。
それから実際に信託統治になります
れば、信託統治が終了してわが國に行政
権が返るまで、こゝにいふつもりで
あります。

○深澤委員 そりすると当分の間とい
ふ意味は、國連において信託統治が可
決されるまでといふやうな意味ですか。
○北島説明員 信託統治に付せられる
前におきましても、行政権がわが國に
委譲せられることも、條文の上から予
想せられます。現在は行政権が及んで
おりませんが、行政権がわが國にま
かされることになりまして、外国とみ
なす必要はない。日本の税関がわが國
に行けばいいわけ、それまでの間とい
うわけでありませぬ。

○深澤委員 信託統治の性格から言
つて、行政権が信託統治以外に、つま
りその土地を領土として持つておつた
國に許されたという例は、いまだかつ
てないといふ例は、いまだかつ
十分研究されて、今度信託統治にな
つても行政権がわが國に返つて来る
といふお見込みがあるのか、そ
ういふ見通しの上でこゝにいふ規定を
されたのでござ
います。

○北島説明員 私が申しているのは、
この平和條約第三條によりまして、
「日本國は、北緯二十九度以南の南西
諸島、彌留島の南の南方諸島並びに沖
の鳥島及び南鳥島を合衆國を唯一の施

政権者とする信託統治制度の下にお
くこととする國際連合に對する合衆國
のいかなる提案にも同意する。このよ
うな提案が行われ且つ可決されるまで、
合衆國は、領水を含むこれらの諸島の
領域及び住民に對して、行政、立法及
び司法上の権力の全部及び一部を行使
する権利を有するものとする。」要は信
託統治に付せられる前の段階でござ
います。信託統治に付せられる場合にお
きましても、場合によつては行政権の
一部がわが國にまかされるかもしれ
ない。そりなすま、その間は日本の
税関が行けばいいのでありますから、
外国とみなすわけに行かないのであり
ます。信託統治になりますれば、また
いろいろの問題がありますが、今ま
での委任統治の形式あるいはB式、C式
といふことになりませぬが、これは全然
わが國の行政権など及ぶはずがない
のであります。信託統治に行く前の話
であります。それからまたかりに信託
統治になりましたら、その信託統治が終
了して、完全にわが國にこれらの権利
が返つて来て後の話であります。

○深澤委員 今の御答弁ではつきり
いたしましたが、結局もう返つて来
ないといふ見通しで、信託統治が國
連で可決されるまでの期間を、当分の
間といふやうに解釈しているとい
ふこと、わかりませぬ。

それからもう一つは、この外国とみ
なされる地域において生産される、炭
化水素油あるいは印刷用紙といふよ
うなもの、輸入税免除の扱いを受ける
わけですが、この外国とみなされる地
域で生産されるというこの要件は、そ
の土地に原料があり、そこで生産され
て、そりして輸入された場合のことを

生産と称するのか、あるいは原料その他はどこから入つて来て、そこで加工されたりあるいはそこで保管されたりして入つて来た場合も、その外国とみなされる地域で生産されたものとしてみなすのかという問題ですが、その点はどうですか。

○北島説明員 たいだいまの御質問は、たいへんポイントに触れておる問題でございます。非常にむずかしい点があるものであります。われ／＼の考えをいたしましては、いわゆる土産品でございまして、原則としてその土地で原料もあり、そこで生産されたものつて来まして、他から原料を持つて来まして、簡単に加工した程度のもを免税いたしますと、弊害が生ずるものの中に入らぬ、こういうつもりでございます。

○深澤委員 簡単な加工でなくて、相当手数をかけた加工をした場合には、結局その土地で生産されたものとみなされるわけですか。

○北島説明員 たいだいまの段階におきましては、そういう品物は琉球諸島等から入つて参りませんので、具体的に問題が起りましたから十分研究をいたしたいと思ひます。

○深澤委員 私は今後そういうものが大いに入つて来る可能性があると思ひのでありまして、その場合において、そういう弊害が相当起る可能性があると思ひるのであります。従つてそういう点を今から嚴重に準備されておらないと、日本経済を非常に圧迫するやうな事態が出て来る可能性が、特にあると思ひのであります。そういう点を希望いたしましたして、この関税問題に関する

私の質問を終わります。

○深澤委員 関税の一部改正の問題で、きのう質問いたしたと思つたのですが、どうも答弁がびつたり来ないものですから、時間と見合つてやめたのですが、今各委員からの御話で、いろいろ問題が解決して来た。それで一つ重要な問題と考へますことを、これは見通しでけつておるわけですが、ガット協定に加入の見通しです。先ほど最惠国特權の問題も出ましたが、現に英国などは日本との通商條約において最惠国の待遇を與えずと、これは労働党内閣でありましたが、聲明いたしております。さういふ事態におきまして、ガット協定加入の問題について、見通しを承りたい。

○北島説明員 見通しはえてはざるものであります。今私の方で考へております点だけをお答え申し上げたいと思ひます。今までのガット加入の手続を見ますと、新規にガットに加入した場合には、アムシの會議におきまして、またトキーの會議におきまして、今までの全締約国と新規に加入しようと思ふ国が集まりまして、そこで多角的関税交渉を行います。関税の引下げあるいは置き置きなどの協定をし、そこできつたところで、既締約国の三分の二以上の多数決によりまして、加盟の資格を得るといふことになつております。ところがことしの一月でございまして、トキー會議の真最中にアメリカのアチソン國務長官が、現在やつていられるやうなトキー會議のやうな大規模な関税引下げ交渉會議は、ここ三年間開く意図はないといふことを、国会で

答弁いたしております。それによりまして、もし今までのやうに大勢集まつて関税引下げ交渉會議をやるやうな機会でないければ、ガット加盟ができないかという問題が起りまして、実は私もあと三年もすえ置かれてはかなわぬ、こう思つております。ところが九月の十七日から十月の二十六、七日ごろまで、ジュネーブにおいて開かれておりました第六回の締約国會議におきまして、アメリカ側から簡易加入の手続の提案があつたやうでございまして、たいだいま申したやうな大規模な全部集まつての締約国會議引下げ交渉會議をまたなければ、加入できないといふことになりまして、不便だといふので、簡単に加入する手続を提案されたやうであります。私どもその提案の内容は一応見ましたのであります。その後締約国會議の幹事會におきまして、さらに若干の案を修正して、その案までは拜見しておるのですが、はたしてそれが通るかどうかといふ点が、実はまだはつきりいたさないものであります。多分おそろくは何らかの形でもつて、大規模な関税交渉會議を開かないで、加盟できる方式ができたであろうと私は考へております。大蔵省におりました伊原財務官が、現在ロンドンの在外事務所の次長をしておりまして、先般のジュネーブの第六回締約国會議におきまして、オプザイダーの一人として出席されておりました。伊原さんの私に對するおたよりによりまして、どうも簡単な方式が可決されたやうでございまして、但しこれによりまして、ガット加入は、手続として簡単にするやうになつたやうでありますけれども、何と言つても

問題は、やはり英連邦プロックの反對が一番問題である。結局強引に押し切つて教でもつて入ると、あとやはり問題も起るから、何とか英名のランカシア方面の意向を十分に探る必要があるのではないかと、伊原さんのおたよりでもありました。私どももいろいろ利害得失もありませんが、今後十分に研究いたさなければならぬと思つております。大体そういうふうになつております。加入の手続としましては、強引に押し切つて入るのがいいか、あるいは英国によく納得してもらつて、納得づくの上で入つた方がいいかという機會の問題であります。

○深澤委員 たいだいまの御質問は、まことにポイントに触れました明快な御答弁で、私ども納得するわけでありました。先ほど宮腰委員からも質問がありましたが、日本は大正十五年の関税定率法を一擲いたしました。第十國會で改正いたしました趣旨は、高関税主義から低関税主義に移向したわけでありまして、こちらはいつても最惠國待遇の受入れができるという状況に置かれるのにかかわらず、他の国からは、自國の特惠關税というやうな障壁を設けようという趨勢があります。以上、なか／＼日本の國際經濟の中の活動も容易ではありませんので、たいだいまのお見通し、方針によりまして、無理することほもちろんいけないと思ひますが、廢棄を最小限度にとどめまして、すみやかにガットに加入できるやう、今後とも政府當局の御努力を要望してやまないわけでありまして、

御答弁があつたのであります。日本は対日援助資金をもちまして、復興及び産業經濟の再建をやつて参つた、そういう過程から参りますと、世界的な法制の上から行くと、いわゆるケム法といふものも範圍に入るものであります。日本に對してケム法の除外の決議をアメリカでやつておるのであります。閣下を直接御担当なさいます大蔵省關稅部といたしましては、これらの精神を取入れまして、それ／＼の關稅事務の上においてのチエツクをなさつておるのか。これはやつておられないやうに思ひます。

○北島説明員 私は今実は中耳炎をやつておりました。耳をふさいでおりますので、御趣旨のわからない点がありますので、もう一べん……

○宮腰委員 ケム法といつて、アメリカの援助物資、援助資金を受けております国は、ソ連國の國と取引をいたしますと、援助資金を打切るといふことになりまして、これはケム法の精神で、その品目は昔の貿易管理令に近いやうなものであります。制限されておるわけでありまして、日本に對しては、たとへば纖維品のごとくケム法の適用を除外しておるものがある。従つて香港經由とか厦門經由の貿易ならば、ソ連國に纖維品をやつても、必ずしも悪いといふわけではない。しかし大きなわくはケム法によつてかぶつておる。国内纖維品としては貿易管理令によつてチエツクしておるのであります。そのケム法の精神等を實際の運用において取入れてやつておるかどうか。やつてお

問題は、やはり英連邦プロックの反對が一番問題である。結局強引に押し切つて教でもつて入ると、あとやはり問題も起るから、何とか英名のランカシア方面の意向を十分に探る必要があるのではないかと、伊原さんのおたよりでもありました。私どももいろいろ利害得失もありませんが、今後十分に研究いたさなければならぬと思つております。大体そういうふうになつております。加入の手続としましては、強引に押し切つて入るのがいいか、あるいは英国によく納得してもらつて、納得づくの上で入つた方がいいかという機會の問題であります。

○深澤委員 たいだいまの御質問は、まことにポイントに触れました明快な御答弁で、私ども納得するわけでありました。先ほど宮腰委員からも質問がありましたが、日本は大正十五年の関税定率法を一擲いたしました。第十國會で改正いたしました趣旨は、高関税主義から低関税主義に移向したわけでありまして、こちらはいつても最惠國待遇の受入れができるという状況に置かれるのにかかわらず、他の国からは、自國の特惠關税というやうな障壁を設けようという趨勢があります。以上、なか／＼日本の國際經濟の中の活動も容易ではありませんので、たいだいまのお見通し、方針によりまして、無理することほもちろんいけないと思ひますが、廢棄を最小限度にとどめまして、すみやかにガットに加入できるやう、今後とも政府當局の御努力を要望してやまないわけでありまして、

御答弁があつたのであります。日本は対日援助資金をもちまして、復興及び産業經濟の再建をやつて参つた、そういう過程から参りますと、世界的な法制の上から行くと、いわゆるケム法といふものも範圍に入るものであります。日本に對してケム法の除外の決議をアメリカでやつておるのであります。閣下を直接御担当なさいます大蔵省關稅部といたしましては、これらの精神を取入れまして、それ／＼の關稅事務の上においてのチエツクをなさつておるのか。これはやつておられないやうに思ひます。

のであります、どういふふうなお考
えでやっておるか、こういう意味であ
ります。

○北島説明員 たいいま申し上げま
したように、税関の末端の仕事はもつぱ
ら通商産業大臣の指揮監督のもとに、
法令に従つてやっておるのでございま
して、自由なる裁量の余地は実は残さ
れておるのであります、また下手に
自由裁量いたしますと、非常に不公平
なものも起りますので、法規に従ひ忠
実に履行するということになつており
ます。たゞいまの政策等の面につきま
しては、通商産業大臣の方でお聞き願
いたいと思ひます。

○夏堀委員 給與課長の岸本君が
見えなつておりますから御質問を願
います。国家公務員等の旅費の問題、
公務員等に対する退職手当の問題、深
澤君。

○深澤委員 国家公務員の旅費の問題
であります、このたびの改正が特に
講和会議に出席いたしました全権委員
等のように、特殊な使命を帯びて旅行
する者に対する旅費を増額するといふ
ことであります、われ／＼はその内
容をよく存じませんが、現在の規定
の日当、宿泊料、食卓料及び支度料は
どれくらいになつてゐるのか、それを
どれくらいにかへようとするのか、そ
の点を伺ひます。

○岸本政府委員 お答えいたします。
現在の旅費法によりまする日当、宿泊
料の額は旅行日数の多少によりまして
若干の差はございますが、総理大臣ク
ラスの一番高級の官職にある方の行が
れる場合におきましては、日当、宿泊
料の定額は一日につき二十五ドル、支
度料は約十万円でございます。旅行日

数によつて若干の相違がございま
すが、大体そういうこととございま
す。先般のサンフランシスコ会議の場合に
おきまして、この金額ではどうも
つて行けない。と申しますのは、現在
の定額自体が、日本の置かれてお
るいろいろな国際情勢のもとでき
まされておる金額でございまして、必
ずしもこの重要な会議に日本を代表
する全権を送るような場合の定額と
しては、適當ではないのであります。こ
れを今回の全権団の使命を達成するに
必要な程度まで、金額を改訂するとい
うことが目的でございます。これをど
う改訂したかと申しますと、日
当、宿泊料が最高、全権委員の場合で
ありますと五十ドル、全権委員代理の
場合は三十ドル、首席随員の場合には
十八ドル、そういう定額に改めること
にいたしました。また支度料につきま
しては全権委員は二十万円、全権委員
代理十五万円、首席随員十二万円とい
う金額に改訂いたすことにしたわけ
でございます。もちろんこれは先般のサ
ンフランシスコ会議のときの暫定措置
として、政令措置をいたしたものでご
ざいまして、ただそれと、特別の政
令を措置した場合には、その後におい
てこれを法律に改めなければならぬ
という規定が現行法にありますが、
一応今度法律の形式に置きかへるとい
う意味で提案したものでございませ
ぬ。

○深澤委員 日当、宿泊料を合せて五十
ドルにしよと申すのですか。それと
も日当、宿泊料というものは別な
んですか。食卓料と支度料というものは一緒
になつておるのですか。
○岸本政府委員 実は日当、宿泊料は
旅費の種類としては別建てでございます

るが、その日一日の生活費をまかな
うという意味におきまして、日当、宿
泊料一本建で幾らというふうに外国旅費
の場合には考へております。もちろん
旅費の勘定科目としては別個でござ
います。従ひまして先ほど五十ドルと申
上げましたのは、日当、宿泊料をま
けて五十ドルという意味でございま
す。食卓料はこれは大体日当と同じ額
で従来からきまつております。支度料
は全然これは別個のものでございま
す。

○深澤委員 食卓料というのはい
ないんですか。
○岸本政府委員 食卓料は今回全権委
員の場合には十ドル、それに全権委員
代理の場合には八・七五ドルでござ
います。

○奥村委員 たいいま議題となつて
おります四法律案のうち、国家公務員
等の旅費に関する法律の一部を改正す
る法律案につきましては、すでに質疑
も盡されたと思はれますので、この際
右案につきましては質疑を打ち切り、討
論を省略し、ただちに採決に入られん
ことを望みます。

○夏堀委員 たいいま議題となつて
おります四法律案のうち、国家公務員
等の旅費に関する法律の一部を改正す
る法律案につきましては、すでに質疑
も盡されたと思はれますので、この際
右案につきましては質疑を打ち切り、討
論を省略し、ただちに採決に入られん
ことを望みます。

○夏堀委員 たいいま議題となつて
おります四法律案のうち、国家公務員
等の旅費に関する法律の一部を改正す
る法律案につきましては、すでに質疑
も盡されたと思はれますので、この際
右案につきましては質疑を打ち切り、討
論を省略し、ただちに採決に入られん
ことを望みます。

○夏堀委員 たいいま議題となつて
おります四法律案のうち、国家公務員
等の旅費に関する法律の一部を改正す
る法律案につきましては、すでに質疑
も盡されたと思はれますので、この際
右案につきましては質疑を打ち切り、討
論を省略し、ただちに採決に入られん
ことを望みます。

○夏堀委員 たいいま議題となつて
おります四法律案のうち、国家公務員
等の旅費に関する法律の一部を改正す
る法律案につきましては、すでに質疑
も盡されたと思はれますので、この際
右案につきましては質疑を打ち切り、討
論を省略し、ただちに採決に入られん
ことを望みます。

○夏堀委員 たいいま議題となつて
おります四法律案のうち、国家公務員
等の旅費に関する法律の一部を改正す
る法律案につきましては、すでに質疑
も盡されたと思はれますので、この際
右案につきましては質疑を打ち切り、討
論を省略し、ただちに採決に入られん
ことを望みます。

は原案の通り可決いたしました。
なお報告書の作成及び提出手続につ
きましては、委員長に御一任を願ひま
す。
休憩いたします。午後一時より会
議を開きます。

午後二時十二分再開

○夏堀委員 休憩前に引続き会議を
開きます。
食糧管理特別会計の歳入不足を補
ふするための一般会計から繰入金
に関する法律の一部を改正する法律
案、日本専売公社法の一部を改正する
法律案、物品税法の一部を改正する法
律案、保険業法の一部を改正する法
律案、及び損害保険料率算出団体に関
する法律の一部を改正する法律案の五
法律案を一括議題として質疑に入りま
す。佐久間君。

○佐久間委員 たいいま議題となつて
おります保険業法の一部を改正する法
律案につきまして、若干質問をいたし
たいと思ひます。
損害保険は多分に国際性を持つてお
ります。特に海上保険につきましては
は、この点まことに顯著であります
で、これが規制についても国際慣行に
歩調を合すべきものであると思ひま
す。で、今回海上保険に関する共同行
為を強禁法、団体法よりその適用を除
外した理由もここにありと思ひので
ございますが、その点御所見を承りたい
と思ひます。なお船舶料率につきま
しては、業法上協定を認めなかつた理由
もあわせて承りたいと思ひます。
○河野(通)政府委員 お答え申し上げ
ます。前段の御質問は御説の通りであ

ります。第二点の船舶料率につき
ましては、保険業法による共同行為と
して、これを強禁法あるいは事業者団
体法の適用から排除することはいた
しませんで、別に御提案申し上げてお
ります率算出団体法に基きます協定
料率として、団体において算定され
たものを、大蔵大臣が認可するという
形で行くのが適當であろう。これは佐
久間さんよく御承知のように、積荷保
險のように非常に複雑な、かつ迅速を要
するようなこととございませぬので、
算定団体によつて科学的に算定して、
これを協定して行くことが適當であ
らう、かように考へております。

○佐久間委員 續いてお尋ねしま
す、船舶料率の算定率につきましては、
料率算定団体によつて行われておる実
情にかんがみまして、除外されてお
るようでありませぬが、国際慣行から
見て、船舶料率の正常化が進み、船種
別の船舶による国際競争が行われる
ようになれば、現在の貨物保険と何ら
區別する理由はないと考へるが、その
点はいかようにお考へてございま
すか。
○河野(通)政府委員 御説のように、
だん／＼保険が正常化したして参りま
すに際しまして、積荷と船舶の保険は
だん／＼似通つたことになつて参る
かと思ひます。現在のところでは、
やはり積荷が非常に複雑で、こと
に非常に個々に違つたことになつて
おりますので、これらにつきましても、
やはり料率算出団体の算出という形
でなしに、個々別々の共同行為として、協定
をいたして参らなければならぬとい
う実情になつておるのであります。船舶
につきましても、若干事情が異なつて

おりまして、これは程度の差異ではあ
りませうけれども、やはり船の構造であ
りませうか、あるいは速力、トン数、
それらの点からいまして、割合一律
にはじき出せる程度が積荷の場合とは
違つておりますので、その程度の差異
をくみとりまして、現在のところでは
は、料率団法によつてやつて行くの
でさしつかえない、かように考へて御
提案申し上げた次第であります。

○佐久間委員 銀行局長は非常に勉強
しておられるようで、私の質問に対し
てまことに當を得た答弁をせられるの
でありがたく思ふのですが、一々質問
を條項によつてして参るということ
は、反面におきまして複雑な法律を、
できるだけその解釈をはつきりして行
く方が、將來これを運営する上におい
て便利である、こゝろ私は思ふもので
すから、一々質問申し上げているわけ
でございませうが、きわめて簡單でけつ
こつでございませうから、所見を承われ
ばよろしいと思ひます。

次に海上保険事業以外の損害保険事
業におきましては、危険の分散という
本質的見地から、各種の共同行為が必
要とされておることは当然でありまし
て、今回これが独禁法、団体法より除
外されることになるのでありますけれ
ども、といつてあらゆる協定が認めら
れるわけではないのであります。そ
の中にはいろいろ適用除外されない分
も出て来るわけでありませう。従いまし
て本法をつくりました趣旨を明らかに
していただくことができると、たいへ
んけつこつだと思ひます。

特殊性から見まして、共同行為あるい
は共同再保険、共同保険というよう
なことを、独禁法なりあるいは事業者団
体法の例外として取扱ふことが、必要
になつて参つたのであります。これ
はアメリカにおいても、イギリスにお
いても、やはり日本の独禁法と同じよ
うな規定があるわけでありませう。こ
れらからやはり除外されておる
わけでありませう。この点は佐久間さん
のよく御承知のことと思ふのでありま
す。お尋ねの点は、海上保険と、その
他の保険等につきまして、独禁法の適
用を除外いたしました範圍が、若干違
つてはいる点があるわけでありませう。
この点はどういう意味かというお尋ね
のようになつたのであります。海上保
險につきましては、あらゆる共同行為
をすべて独禁法の適用から除外いたし
ております。これは海上保険といふも
のが、損害保険一般のうちでも特に固
際競争に非常に關係が深いという点
と、もう一つは保險の相手方になりま
する契約者その他が、あるいは船主で
ありますとか、あるいは貿易業者等
でありますとか、きわめて経済に通じて
いる方が多いわけでありませう。これら
を相手方といたします取引でもあり
ますので、相当範圍にわたつて共同
行為を認めて行つても、公益を保持す
るといふ観点から特別支障はないもの
と考へた次第であります。これに反し
ましてその他の火災保険等の損害保險
におきましては、相手方が一般の公衆
といふ場合が非常に多いのでありまし
て、これらの公衆は経済あるいは保險
の事情に、必ずしも明らかならぬとい
う方が多いわけでありませうので、公益
保護の立場から、これらの保險事業に

対しまして、共同行為をいたします範
圍はできるだけこれを制限して行く
必要最小限度にとどめることにいたし
たのであります。従ひまして共同保
險、共同再保險に關連するものに限つ
た次第であります。

具体的にどういふ点が違つて参るか
と申しますと、海上保險につきまして
は、船舶を除いてその他の積荷等の保
險につきましては、保險料率の協定は
この法律でやつて行けるわけでありま
す。なお共同保險あるいは共同再保險
と關係がない共同行為につきましては
例を申し上げてみますと、たとえば保
險の申し上げをみますと、たとえは保
險約款等の保險條件の協定、代理店手
料の協定、あるいは代理店の設置に關
する協定、損害査定に關する協定、そ
の他万般の共同行為が海上保險につ
いては認められるのであります。その他
の火災保險等におきましては、こゝま
で広げて認めて行く必要はないとい
ふこと、今申し上げました理由によ
りまして、一号と二号を書きわけ規定
を設けた次第であります。

○佐久間委員 ただいまの御説明で
解いたした次第でありませうが、繞り
て海上保險料率について料率算出団体
の關係について御説明を承りたいと思
ひます。すなわち海上保險は自動性の
ある方法で條件、料率の協定を行ふ必
要があると思ふのであります。すなわ
ち貨物保險契約は品物の種類、航路、
條件、料率等千差万別であり、荷主と
の交渉により、すみやかに料率を決定
する必要があるものであります。船舶保
險にいたしましては、船主のマネージ
メントの良否など複雑な要素を考慮に
入れて、條件、料率を決定しなければ
ならないのであります。ひいては被保

險者全般の利益を擁護すること、こ
の点はいかがでございませうか。
○河野(通)政府委員 船舶の保險料率
につきまして、お話のように國際的な
慣行もありません、できるだけ自動性
を持たせて行くという点については、
まづたく御意見の通りだと思ひます。
ただ先ほど申し上げましたように、
積荷と船舶につきましては、保險料率
の決定につきましても若干程度の差異
はあるように思ひますので、先ほど御
説明したようなことで、法律上取扱
を異にした次第であります。なお御提
案申し上げております法律案の中
も、ある程度の範圍料率というよう
なことも考へておりました、これらの点
におきまして、できるだけその範圍内
においての自動性を確保して、適正な
競争を行つて行く、國際慣行にも
合わせるだけアダプトして行けるよう
な配慮を、加へている次第であります。

○佐久間委員 次に第十二條三の但書
についてお尋ねいたします。これは共
同行為を認めない場合であるが、すな
わち不公正な競争、次に相互に事業活
動を不当に拘束することにより、一定
の取引分野における競争を實質的に制
限すること、もう一つは一定の取引分
野における競争を實質的に制限するこ
とによつて、保險契約者もしくは被保
險者の利益を不当に害すること、この
三点であります。具体的にこれにつ
いて御説明を承りたいと思ふので、不
正、不当等に対する立証責任がどこに
あるか、これをひとつ明らかにしてい
ただきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 御説の通りに
禁法の規定とこの法律の但書に書いて
あります規定との關係は、非常に重要
な問題であると思ひます。独禁法に書
いてありますよりも、その條件は非常
にきつくなつてゐるわけでありませ
う。たとえば不当に害することか拘束
するとかいふ言葉が、普通獨禁法等に
使つてあります言葉よりも、さらに嚴
密にこれを規定したつてゐるわけであ
ります。従ひまして獨禁法の規定の趣
旨と、この法律の但書の趣旨とは、お
のずからその範圍は違つて参る。幸
い公正取引委員会の方から担当の方が
見えておりますから、詳しい点はそ
ちらから聞き願つたらいいかと存じま
す。

○夏堀委員 たいだいま質疑中であり
ますが、關稅法等の一部を改正する法
律案を議題といたしまして、質疑を続
行いたします。

○西村(通)委員 關稅法等の一部を改
正する法律案につきましては、大體質
疑も盡きてゐると思ひます。この機会
に質疑を打ち切ります、討論省略の
上、採決を求められんことと動議を提
出したします。

○夏堀委員 西村君の動議のごとく
決定するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○夏堀委員 御異議なしと認め、本
案につきましては質疑を打ち切り、討
論を省略し、ただちに採決いたします。
本案を原案の通り可決するに賛成の
諸君の御起立を願ひます。
〔賛成者起立〕
○夏堀委員 起立多数。よつて本案
は原案の通り可決されました。
なお本案に關する報告書の件につき
ましては、委員長に御一任を願ひま

○夏堀委員 前では前の質疑を続行いたします。佐久間君。

○佐久間委員 ただいま私が質問したことにつきまして、公取の方が出席しておられるので、公取の方の御意見を拜聴したいと思います。

○丸山説明員 ただいま御質問の保険業法十二條三の但書につきましてお答えいたします。独占禁止法では第四條におきまして、事業者間の制限的な共同行為はすべてこれを違法として禁止いたしてあるものであります。しかしながら特殊な必要のあるものにつきましては、これの例外的な措置といたしまして、今まで若干の適用除外というよきな法律ができております。保険業の問題につきましても、すでに保険業の特殊性にかんがみまして、損害保険料率算出団体法におきまして、すでに独占禁止法の適用除外をしてあるのであります。このたびこの算出団体法による適用除外以外に、さらに、たとえは再保険に関する保険事業者間の共同行為、あるいは算出団体によつては、なじまないところの海上保険に関する料率協定、こういったものについて、さらに重ねて適用除外の必要が生じて参つたわけでありまして、しかしながら保険事業の特殊性を考えると同時に、他方これらの共同行為が、あるいはアウトサイダーといひますか、協定に加わらない保険事業者の利益あるいは被保険者の利益を、不当に害するおそれもなきにしもあらずといふところで、但書の必要が生じたわけだろつと、私どもは理解いたしております。もちろん大蔵省におきまして、公益的な見地から

十分に監督をされる建前になつておるわけでありまして、従来これらの共同行為について適用除外した他の例に大体ならぬとして、こういう但書がつけ加えられたわけでありまして、

なおこの但書の内容は、今御指摘のように三つにわかれておられます。第一には、不公正な競争方法が用いられる場合でありまして、従来独占禁止法の適用除外を設けられた例も多々ありますけれども、不公正競争方法について適用除外をしたという例はないのであります。要するにダンピングあるいはポイコット等、むしろ競争が激し過ぎで、健全な競争でなくて、不健全な状態になることを押さえるのであります。この点については大して問題はなからずと考へております。もちろん何が不公正になるか、という点につきましてもこれは運用について慎重を期さなければならぬ点であるかと、私どもは考へております。従つてこの運用には、もちろん保険業界の方々の御意見を十分伺ひ、誤りなきを期して行きたいと考へておる次第であります。

次に、第二の「相互ニ事業活動ヲ不当ニ拘束スルコト」ニ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ実質的ニ制限スルコトナルトキ」というのであります。この表現は、独占禁止法第三條の「不当な取引制限」というのに照応するわけでありまして、ただ不当な取引制限の定義につきましても、独占禁止法の上では、事業者が他の事業者と共同して、相互にその事業活動を拘束し、または遂行することにより、公益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限すること、といふふうに定義してありまして、その拘束の仕方が正

当であるかと不当であるかと、それを問はずに、すべて拘束した場合にけなさないかといふふうになつておるのであります。しかしここの表現は、その点は十分注意をいたしまして、再保険の協定等については、拘束性というのが出て来るのはやむを得ないといふ実情にかんがみまして、不当に拘束するといふ場合のみ問題にするといふふうになつております。

それから第三点につきましても、これは要するに独占によつて被保険者の利益が不当に害せられる場合に、適用除外にしないといふだけのことであります。これもこの運用には十分慎重を期するつもりであります。趣旨としては、被保険者の利益が不当に害せられたときに、それを適用除外にしないといふことでありまして、これもそれほど協定に対する重大な障害にはならないと、私どもは解しております。

○佐久間委員 この前の国会におきましても、独占禁止法、事業者団体法が非常に冷遇に行われる場合は、こういう事業は円滑に発展して行かないのだといふことを、るる私申し上げて公取引委員の方々と質疑を重ね、かくならなければいけないといふことを、われわれはその当時すでにつぶさに申し上げて参つたのであります。幸いに公取の方々も思いをここにいたされまして、丸山君のごときはわざ／＼外地へ参つて研究し、国際慣例による保険取引に対する認識を一段と深めて帰されて、今答弁に立たれたのであります。私といたしましては、こういう緩和の條項が挿入せられるに至つたといふことにつきましても、確かに国際性の強い業種だけに一大進歩である

りと思ひ、これによりまして日本のこの業者は、国際取引上大いに貢献するといふことを思ひ場合に、その努力に深い敬意を表したいと思つたのであります。なおただいま質問いたしました中に御説明がございませぬでしたが、不公正とかあるいは不当とかいふことに対する立証の責任はどこにあるのか。このことについて一言答弁をいたしたいと思ひます。

○丸山説明員 不公正、不当といふ言葉の解釈がございませぬが、こういう表現は独占禁止法の随所にございませぬ。要するに生きた経済を取扱つて行くだけに、これを機械的にあるいは形式的にはつきりさせることは非常に困難でありまして、漠然としておりますけれども、どうしても不公正、不当といふ表現をとらざるを得ないのであります。ただこの運用につきましても、十分慎重を期して行く考へております。立証責任の問題という点も、大体は保険業法の大蔵大臣による聴聞会その他の規定によつて、運用されて行くわけでありまして、ただそれをうしろからバックするといひますか、どうしてそれが解決されないとか、そういう場合に被保険者その他の人々からいろいろ／＼な異議などを伺つて、その内容をきめて行きたい、こういうふうに考へております。

○佐久間委員 さらに十二條三の但書は、独占禁止法第三條の「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」に掲げるところの不当な取引制限または私的独占の要件よりは、相当緩和した要件であると解釈するが、その点はどうか。すなわち独占禁止法第二條第三項及び第四項の、私

的独占及び不当な取引制限の定義的要件だけでは、この但書の適用を受けない。不当に拘束することによつて、その結果競争の実質的制限となる効果を伴つた場合、または競争制限によつて、保険契約者または被保険者の利益を不当に害する結果を伴つた場合に、初めてこの但書規定の適用があると考へるがどうか。この点を御説明願ひます。

○丸山説明員 ただいまの御説の通りでございます。

○佐久間委員 次に損害保険会社の共同行為が独占禁止法から禁止されておつたことは、相当の理由があつてのことであるが、それ以上の理由によりまして、今回除外されるにあたりまして、一面被保険者及び保険契約者の利益が害されてはならないことは当然であります。これに対するどういふ配慮を政府はなされるのか。その点ひとつ御説明願ひます。

○河野(通)政府委員 御説の通り、独占禁止法の規定の適用を保険事業が行います共同行為について除外いたします場合には、あくまで公正取引の維持確保といふことのわくをこわさない範囲で行わなければならない。これがために、こういう共同行為に対しては、利害関係人その他がこれに異議を申し立てて参りました場合には、大蔵大臣は聴聞会を開いて、その意見の可否を検討した上で、場合によりまして修正を行つたり、取消したりする権限を留保しております。大蔵大臣はさらにこの共同行為によつて行われたものにつきまして、公益を保護するといふ立場から適當なる処置をとつて参る。

なのお話のありました第十二條の但書、及び第十二條の七でありますか、公正取引委員会の権限を留保されておる規定等は、公益の立場から十分これらの点について遺憾のないように指導もし、締束も加えて参りたいという趣旨であります。

○佐久間委員 主務大臣に届出を要する共同行為は相当多数に上るものと思はれますので、これらを全部届け出るといふことは實際上不可能だと思つておるが、大蔵省は省令によつてその範囲を規定する意思があるかどうか、この点を伺います。

○河野(通)政府委員 共同行為の内容は届出を求めようになつておりません。その法案の趣旨は、公益の保護という観点から、いろ／＼調べて参らなければならぬという必要に基いておるのであります。しかしながら、どんな項未だ共同行為についても一々届出を求めるといふことは、保険事業の性質、ことに海上保険については非常に困難であります。あるいは金額が大きいとか、あるいは共同行為に参加するものが非常に広範囲にわたつておるか、あるいはふりふり影響の大きいものについて、省令で適当な制限を加えて、その範囲のものについてお届けを願ひたい、かように考へております。

○佐久間委員 次に独禁法、事業者団体系除外の共同行為については、将来どういふ内容の協定を予想しておるか。この点参考は何つておきたいと思はれます。

○河野(通)政府委員 先ほど御説明をちよつと申し上げたかと思つておりますが、海上保険と海上保険以外の火災保険等につきましては、将来行われ

る協定は相当違つて参ると思はれます。海上保険につきましても、先ほど申し上げましたように、国際的な関係もあつたので、相当広範囲に共同行為が行われて参ると思はれます。單に共同保険、共同再保険だけでなく、あるいは通常保険につきましても、これらの保険料率の協定については、これらの保険料率の協定について共同行為等も入つて来る。また大抵手数料の協定とか、損害の査定等の協定等についても後行われて参る。火災保険等につきましても、これに反して、おそらくここに規定されておられます範囲のものにつきましては、大体今後は協定が行われ参るのではないかと。これによりまして、保険事業の円滑なる遂行をはかつて参りますと同時に、経費の節約あるいは事務処理の迅速化に資するところが非常に多いと思はれますので、共同保険、共同再保険につきましても今後協定が行われて参ることを期待して参ります。

○佐久間委員 保険業法の一部を改正する法律についてはこれで終りたいと思はれます。

次に、料率団体の方に移りまして、この方を伺つてみたいと思つております。料率団体は独禁法の適用から除外されておつたのでありますが、その決定に基く料率につきましてもは拘束力がないのであります。これはまつたく片手落ちであつたと思つておりますが、今回の料率団体の算出した料率は、会員を拘束することになつたのであります。従ひまして、そのいささかについて、ひとつ御説明をいたされたかと思はれます。

○河野(通)政府委員 この点は、あるいは公正取引委員会の方から御説明願

つた方が適當であるかと思はれますが、当初この料率団体ができましてからのいきさつでは、独禁法あるいは事業者団体系との関係から、一応この料率団体で算定いたします協定料率というものにつきましても、独禁法あるいは事業者団体系の適用は排除するけれども、これが拘束力を持つということになると、独禁法の性質上どうも少し法律の精神に抵触するのではないかと。この意見が、当時非常に強かつたのであります。しかるところただいまお話を参りましたように、その後保険事業といふものの特質、国際性等がだん／＼各方面から認識されて参りまして、この料率団体の算出した料率をめぐりまことに、しかも各会員がこれによつてこの料率団体に期待するところが非常に大きいわけでありまので、これらに参加して参ります熱意を促進いたしますために、どうしても拘束力を持たした形によつてこれを進めて参らないことには、現在まで運用して参りました実績にかんがみまして、どうも足りないところがある、不十分であるということがわかつて参りましたために、今般この料率団体で算定いたしました保険料率に、拘束力を持たせることにいたしましたのであります。今後はこれによりまして、料率団体の活動はさらに一層促進されて、保険事業の円滑なる遂行に資するところが非常に大きいということを、私どもは期待いたして居るわけでありま。

○佐久間委員 次に、料率団体の算出した料率が会員を拘束することが強化されたのであります。その反面におきましては、利害関係人の利益を害することがあつてはならないという配慮

がなされて居るわけでありま。料率算出団体法第二條の「百分の十以内の引上げ及び引下げを認める範囲料率」を追加したこの理由に基くものであると思つて居るが、この点をひとつ御説明いただきたい。

○河野(通)政府委員 今お話の規定は、まさに御説の通りの目的をもつて入れたのであります。独禁法の規定の適用を除外いたしましたけれども、適正なる範囲の競争といふことは、これはずいとも残して参らなければならぬ。それがためには、各保険事業におきまする個々の会社の内容によりまして、適正なる競争を確保するために、單に画一的な保険料率でなくして、ある一定の範囲内においては、これが上下をすることを認めまして、適正なる競争を確保し、あわせて公衆その他一般の保険関係者の利益の保護に当りたい、かような趣旨でできて居るわけでありま。

○佐久間委員 料率算出団体法第十條の四の規定よりいたしますれば、大蔵大臣は、料率算出団体から料率の認可申請受理後、最小限二週間はその料率を認可してはならないことになつて居るが、これは取引の実情に即さないで、支障を生ずることが予想されるのであります。これを救う規定を欠いておるとは、事業の円滑な運営を阻害し、公共の利益に反することになりはしないか。すなわち行政面において事務の滞滞等の弊害が予想されないかどうか。この点御説明をいただきたいと思はれます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。お話のように、二週間の猶予期間と申しますか、待期の期間を置いて

おるわけでありま。これは利害関係人の利益を保護するためにできて居る規定でありまして、この程度の待定期間と申しますか猶予期間は、この法律の趣旨からいつて、公益を保護いたしまする目的を達成いたしまするために、程度差はありますけれども、どうしても必要であるといふことに基くものであります。アメリカ等におきましても、御承知のように十五日間の待定期間というものを設けてやつておるわけでありま。できるだけ公益の保護に欠くところのないような万全の措置をとつておるわけなのであります。なお今後行政事務の滞滞等がこれによつて起ることのないように、極力迅速な処理を進めて参りたいと思はれますが、ある程度の猶予期間と申しますか待定期間といふことは、公益保護上どうしても置かなければならない、かように考へております。

○佐久間委員 次に料率認可前に、会員以外の利害関係人の審査請求があつたとき、大蔵大臣は第十條の三の第三項但書の場合を除き、公開の聴聞を行

可してはならないことになつて居りますが、これでは料率団体の会員たる保険会社は、一部の利害関係人の局部的利害や部分的主張のために、当該料率の実施をいたすに遅延させられ、または妨害させられる弊害が生ずるであらうと思はれます。会員以外の利害関係人の利益ないし主張は、第十條十一の認可料率に対する再審査請求によつて、十分保護を與えられて居ると思つて、十分保護を與えられて居ると思つて、料率の認可申請に対する会員以外の利害関係人の審査請求に対する規定は、削除する方がよいと思はれます

○河野(通)政府委員 二週間の猶予期間と申しますか、待期の期間を置いて

おるわけでありま。これは利害関係人の利益を保護するためにできて居る規定でありまして、この程度の待定期間と申しますか猶予期間は、この法律の趣旨からいつて、公益を保護いたしまする目的を達成いたしまするために、程度差はありますけれども、どうしても必要であるといふことに基くものであります。アメリカ等におきましても、御承知のように十五日間の待定期間というものを設けてやつておるわけでありま。できるだけ公益の保護に欠くところのないような万全の措置をとつておるわけなのであります。なお今後行政事務の滞滞等がこれによつて起ることのないように、極力迅速な処理を進めて参りたいと思はれますが、ある程度の猶予期間と申しますか待定期間といふことは、公益保護上どうしても置かなければならない、かように考へております。

○佐久間委員 次に料率認可前に、会員以外の利害関係人の審査請求があつたとき、大蔵大臣は第十條の三の第三項但書の場合を除き、公開の聴聞を行

が、この点はどうですか。もしも会員以外の利害関係人の、認可前における申請料率に対する審査請求の機会を與えることが、善良な利害関係人の利益保護のためにどうしても必要であるといふのであるならば、この規定の運用は十分慎重を期する必要があると思ふ。いかなる態度をもつて、懸念される弊害を防止しようとなさるのか。この点をひとつ簡明にしてくださいと思ふ。

○河野(通)政府委員 上の規定を設けました理由は、今お話のように、利害関係人の利益を事前において保護するために設けたのであります。但し御説のように、一部の利害関係人が局部的な利益のために、相当弊害のある処置を行うことの心配はあるわけでありませう。これらの運用につきましては特に慎重を期して、遺憾のないようにして参りたいと思つております。

○佐久間委員 続いて第十條の八に規定する特別保険料率とは、わが国においていかなる場合を予想しておるのか。この点をひとつ伺います。

○河野(通)政府委員 特別保険料率につきましては、同じ保険の種類につきまして、その計算の基礎を同じくするよりな場合に、たとえ各会社によつて事業比率が違つるか、あるいは保険の対象になつております物件の選択の程度が違つるかという点で、損害率等につきましても、各保険会社によつて相当な差異がある。これらの差異のあるものにつきましては、その特殊性にかんがみまして、適當なる特別料率を認めて参りたい。これによつて各保険会社の力なり、あるいは選択の方法なりに応じた適當な競争を認めて参

ることが、公正取引の確保のために必要であらうという趣旨で、この規定を設けた次第であります。ただ長い間にわたつてこれを認めて参ることも、適當ではないと思つて参ることも、試験的な意味で、一年に限つて、特別保険料率は認めて参りたい、かように考へておるわけでありませう。

○佐久間委員 料率算出団体は、定款に定むるところによつて、第九條に定める料率の算定の基礎となるべき一定種類の資料を、会員に提出すべき義務を課し、また第十條の七に基き會員の保険料率を守る義務を検査するため、契約書類の提出を命ずる権限を持つことを規定し、義務違反に対する一定の罰則を定めることは、文法律にその規定を入れなくとも、事業者団体の規定に抵触しないと解してさしつかえないものかどうか。

○河野(通)政府委員 御説の通りに考へております。なお公正取引委員会の方からも御説明願つた方がよいかと思ひます。

○丸山説明員 一応遵守義務が法律に与つておられるので、これについて団体の中で罰則を設けること自体については、それ自体としては団体法上違反にならないと考へておりますが、しかしやはりそこに程度がありまして、あまりに不当に拘束するといふふうな状態になつた場合には、これはあるいは問題になるかと考へております。

○佐久間委員 法案が山積しておるうちに、あまり逐條審議を続けて行くといふことは、まことに申訳ないのであります。私といたしましては、まだいろいろ承りたいところもあるのです

が、一応結論を申し上げて、またあとに譲りたいと思ひます。

損害保険事業の特殊性にかんがみまして、その技術的の必要の範囲において、米國における反トラスト法の保險事業に対する適用の法制を参考としつゝ、わが國の独占禁止法及び事業者団体の損害保險事業に対する適用を調整しようとするのが、この法律改正の根本的構想だと了解されます。しかし米國の立法令に比較すると、いろいろの面においてなお多くの制限が付されておるようになり思ふのであります。わが國の事情から見まして、公共の利益を保護するため、十二分の法律規定が設けられておることは一応了解できますが、このことは保險監督行政面において、實質的に公正取引を確保する能率の運営が期せられなければならないと思ふのであります。同時に損害保險事業は、國際的な再保險取引を必要とする点におきまして、あるいは國際的競争が激甚である点において、國際的性

格の強い事業である。海上保險事業においては特にその性格が著しいと思ふのであります。わが國の貿易、海運の發展のために、わが國に強固な海上保險事業の存在が必要不可欠であるばかりではなく、海上保險事業は、それ自体きわめて重要な輸出産業であつて、わが國の必要とする貿易外收入の源泉として、事業者の経験と知能を生かして、その堅実な發展を期待しなければならぬ事業であると思ふのであります。従つてその監督なり、法的規制におきましては、單に形式と手続のために國際的競争能率を阻害することのないように、希望したいと思ふのであります。きよりはこの程度で一応私

の質問を終りたいと思ひます。同僚諸君が非常に声援してくださいるので、圖に乘つてやり出すと、またたいへんおしかりを受けるような結果になつても困りますから、一応この辺でやめまして、またの質疑は次の機会に譲りたいと存じます。

○澤澤委員 食糧特別会計の繰入れの問題について、食糧庁長官においてを願つて、今大きな問題になつておられます供出問題と関連してお伺いしたいのであります。何か用があるようございませうので、事務的な問題をひとつ伺いたいと思ひます。本年度買入れの米の予定額は、石数にしてどのくらいを予定されておられますか。この点を聞きたいと思ひます。

○清井説明員 お答え申し上げます。ただいまの御質問の、内地米の買入れ数量をどの程度予算に計上しているかというところでございませうが、本年度の当初食糧特別会計を編成いたしましたときは、過去の例に倣しまして一兆三千万石買入れという予定にいたしました。予算を編成いたしましたのでございませう。今回の補正予算におきましては、これを二千五百六十万石買入れることになりました。予算を編成いたしました次第でございませう。

○澤澤委員 その買入れに際しまして、政府はさきに米価の決定をパリテ(一・二五〇)と見て、七千三百円ということを発表されておるやにわれわれも聞いておりますが、しかし最後的にはいまだその米価が決定されておらないことであるか、あるいは決定してないのか、その点をひとつ明確にしたいと思ひます。

○清井説明員 お答えいたします。今年度の米価の問題でございませうが、当初三千万石を予定いたしましたときには、ただいまのお話の通りパリテ(一・二五〇)ということをお話いたしました。それで所定の計算をいしませう。若干当初予定いたしました七千三百円よりは下まわる計算になるのでございませう。しかしながら予算に計上いたしました関係もあり、その他いろいろの関係からいたしまして、政府といたしましてはぜひとも当初の予定通り七千三百円ということでもつて、本年度の米価を決定したいと思つて、ただいませつかく努力中でありませうが、まだこの点につきましては最後決定になつていない次第でございませう。

○澤澤委員 そこで予算を見ますと、本二十六年産の内地米の買入れは四百五十万トンというトン数で出ておられますが、大体これは三千万石に相当することになります。これが二千五百五十万石に減少したといつたしますれば、当然この特別会計の修正をしなければならぬことになるわけでありませうが、この修正は、すでに衆議院で予算が通過しております。政府は目下これを審議中でありませう。政府はこの修正案を出す準備があるのかどうか、その点をひとつ伺ひたい。

○清井説明員 ただいまのお話でございますが、補正予算におきましては、

当初の三千万石を二千五百六十万石に訂正いたしました。予算を編成いたしましたのでございます。あるいは予算書その他において訂正したかもしれませんが、事務的には当初三千万石であったのを、二千五百六十万石に買入れ数量を変更いたしました。補正予算を編成いたしました次第でございます。

○深澤委員 予算書にはその点が国内食糧買入費として一括しておりますので、具体的にわかっているのではないので質問いたしましたのであります。それでは二千五百五十万石を買入れるという事になりませんが、消費者への内地米のみの売渡しの大体予定量でありませんが、これはもちろん繰越しも含めて売渡しをするのであります。しかし二千五百五十万石は、これは買入れたものを売渡すことは明らかであります。が、昨年度からの繰越し等がありまして、本年度消費者に売渡す量というものは、もつと多くなると思っておりますが、これはどの程度のものを予定して予算には組んでおりますか。

○清井説明員 米の配給量につきましては、従前よりの計画を持続いたしまして配給いたすよう予算を編成いたしておるのでございますが、そのうち内地米につきましては、本年の四月一日に繰越して参りましたものが、約二百七十四万五千トンございまして、その後供給量として考えられますのが約三百八十万トンでございます。なほ需要として一般消費者に配給いたします内地米の数量は、年間四百二十八万七千トン程度に計算いたしておる次第でございます。

○深澤委員 ところで外国食糧であります。○清井説明員 当初三百二十万トンと

は、補正予算で百八十六億二千四百何十万円かを増額しておるわけでありまして、この増額した結果輸入食糧はトン数にしてどのようになりましてか。その内訳はどうかのものを輸入することになるのか。その点をちよつとお伺いしたいと思います。

○清井説明員 本年度当初予定いたしました外国食糧の輸入数量は三百二十万トンでございます。この内訳は、米につきましては九十万トン、小麦につきましては七十万トン、大麦につきましては六十万トン、計三百二十万トンということにして予算を計上いたし、所要の補給金を計上いたしたのでございまして、その後諸般の事情にかんがみまして、予算上三百八十五万四千トン輸入するといふような計画をいたしておるのであります。しこうしてその内訳といたしましては、米につきましては九十万トンを百五十万トン、小麦につきましては七十万トンを百九十万一千トン、大麦につきましては六十万トンを九十万三千トンとそれ／＼輸入予定を引上げまして、三百八十五万四千トンを輸入に見込むという計算をいたしておるわけでありまして。

○深澤委員 従来大体三百万トン程度の輸入が、日本の需給推算の上から必要であるといふこととて来たと思つております。ところが本年度の計画は、それが三百八十五万四千トンといふことになりまして、おそろく終戦以来最大の輸入量になると思つております。が、一体どういふ根拠からこのような大量輸入をしなければならぬことになつたか。その点をお伺いしたいと思います。

○清井説明員 当初三百二十万トンと

いう輸入を予定いたしました。いろいろ所要の措置を講じて参つておりました。ただいまのところ大体円滑に輸入が進んで参つておるのでございまして、その後御承知の通り本年の作況が非常に不作でございまして、昨年と比較いたしました相対数量の減を見たのであります。それに伴い、供出割当数量も二千五百五十万石を割当てるという結果に相なりまして、昨年と比較いたしました約二百五十万石以上の割当減というふうな結果になりました。ために、国内食糧の供給が、前年度に比較いたしました、少くともその程度は減少を見らるわけでございます。そういつたような事情もございまして、われ／＼事務当局といたしましては、この既定計画の三百二十万トンに加えまして、ある程度の数量をせひとも増加輸入いたしたいという、実は気持を持つておるわけでございますけれども、まだこの点につきましてはいろいろ考慮中でございます。し、いろいろ関係がございまして、いまだ決定をいたしておりません。しかしながら予算といたしまして、たといそれが決定いたしました場合にございしても、買入れ財源がないといふことになりまして困ります。が、ゆゑに、予算のわくといたしましてはこの程度の計画にいたしたいといふこととて、この三百八十万トンの輸入を計上いたしましたわけでありまして。

○深澤委員 そうですね、輸入食糧の増加に伴いまして、当然輸入補給金が増額されなければならぬと思つておりますが、今度の補正予算では補正が行われていないのであります。その点はどうなつておりますか。

○清井説明員 当初の補給金は二百二

十五億計上してございますが、今度の補正予算で五十五億増額いたしました。二百八十億に補給金がふえることになつておるわけでありまして、この補正予算では、それに伴つて五十五億増を見込んでおるわけでありまして。

○深澤委員 そこでお伺いしたいのは輸入食糧の価格の問題であります。米はどこから入つて一トンのどのくらいの価格で予定されているか。小麦、大麦はどういうぐあいに予定されているか。その点をお伺いしたいと思います。

○清井説明員 これから数字を申し上げますが、これはすべて平均的な価格でございますから、あらかじめ御承知をおきを願ひたいと思つております。米の輸入先といたしましては、御承知の通り南方のタイ、ビルマ等が主として補給源になつておるわけでありまして、その他を含めまして百万トン程度でございます。当初の予算といたしましては、タイ米につきましてはトン当たり大体百三十二ドル程度を予定いたしましたのであります。が、今度の補正におきましては百四十二ドル、約十ドル前後高く見積つておるわけでありまして、ビルマ米につきましては百三十三ドルで、当初編成いたしましたものより二十四ドル高く見まして、百五十四ドルの平均価格といふことになつておるわけでありまして、その他各地若干ございまして、平均的には百三十九ドルの当初の見積り、を百五十七ドルと十八ドル高く計算いたしておるわけでありまして。小麦につきましては、主としてアメリカ、オーストラリア、カナダ等でありまして、アメリカにつきましては大体同額の九十六ドル、オーストラリアにつき

ましては、当初の八十六ドルの単価を七ドル引上げまして、九十三ドルという計算をいたしておりまして、総平均当初の予算が九十ドルでございまして、五ドル引上げまして九十五ドルという計算をしておるような次第であります。

○西村(區)委員 議事進行で……ただいま議題となつております五法律案のうち、保険業法の一部を改正する法律案、損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案、この両法律案につきましては、質疑もすでに盡されておりましたので、この際質疑打ち切りを勧議として提出いたします。

○夏澤委員 西村君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

○夏澤委員 異議なしと認め、右両案につきましては質疑を打ち切ることにいたします。深澤君。

○深澤委員 米の輸入は東南アジアに求められておるようでありまして、この輸入を政府は非常に憂慮しているやうに承つておられますが、一面東南アジア関係の米の輸入は、非常に困難な情勢に達している要素も相当あるもので、これらに対する見通しを承りたいと思つております。

○清井説明員 ただいまお話の通り、主として南方諸地域に米を依存しておるのでございまして、現地の事情等にかんがみましますと、われ／＼の事務的な觀察をいたしましては、いまだ極限に達しているとは思われないのであります。まして、なおある程度の輸入の見込みが、その方の地域より立て得るといふふうに考へております。しかしながら、これを無制限に非常に多くという

ことにはちろん参りませんので、その辺の数字につきましては、私責任を持つてお答えできませんが、なおまだ若干の数量は南方の米に依存し得るといふことが、結論的には言い得ると思ひます。

○深澤委員 それから外米の問題であります。現在配給されている状態、それを實際に食べてみての問題であり、それが、大体日本の中では外米は喜ばれていない。あるいは配給制限等が相当あるということをおかれ、は聞いていますのでありますが、これに対して政府当局は、日本人の食料として非常に栄養を興え喜ばれるような品質の外米を今後輸入できるのかどうか。従来と同じようなものを輸入しなければならぬのかどうか。従来と同じようなものであるならば、非常に困難な時期に無理をして輸入いたしましたも、日本の国内ではあまり喜ばれないというような関係がありますが、この点はどういふぐあいに考えておられますか。

○清井説明員 外米の点についてのいろいろなお話でございますが、なるほどお話の点も確かにあるのでございまして、内地米に比べて品質が悪いために、ある程度消費者よりいろいろの非難があることは事実でございます。品質につきましては相当良質な米を輸入したいと思つて、せつかく努力をいたしておりますけれども、現在の段階におきましては、満足したことにになり得ないような状態であることは遺憾でございます。今後輸入いたしまする外米につきましては、われわれといたしましては、できるだけ良質のものを買いたいと思つてござい

○深澤委員 これは食管の方にはあまり関係する問題ではないと思ひます。農政局長の關係だろつと思ひますが、喜ばれない米を非常に困難して、相当の費用を輸入する。その費用自体を日本の内地に振り向けて、増産のための努力をするならば、もつと安易に食糧問題の解決の道が見出されるということをおかれ、は考えているのであります。どうしても東南アジア關係の米に依存しなければならぬといふことは、例の後進国開墾計画と結びつく一つの制約があるのではないかとはいふぐあいに、われわれは考えておるわけです。つまり輸入しなければならぬことを、義務づけられているような條件があるのではないかと。そういう問題についてはどういふぐあいに考えておられますか。

○清井説明員 私の存じておる限りにおきましては、さようなことはございませぬ。必要な数量を適當なところから輸入すべく努力しておる次第であります。

○深澤委員 それから小麦の方であります。小麦の方は平均九十五ドルなのであります。国際小麦協定による数量はどのくらいなのか。それからこの国際小麦協定によつて入る価格は幾らでありますか。その点をひとつ。

○清井説明員 国際小麦協定によりまして保障された数量は、本年の八月から一年間、すなわち来年の七月末

までに約五十万トンに約束されておるのでございまして、本年度におきましては、そのうち四十万トンを輸入する計画で、目下折衝いたしておるわけでございます。その価格につきましては、大体内地に到着する価格といたしまして、アメリカから入つて参りました最近の実績といたしましては八十一ドル、カナダから入りました実績としては、八十二ドル五セント程度でございます。その程度に買ひ入れられることができれば、さういふふうに考えておる次第であります。

○深澤委員 国際小麦協定で入る価格と日本の小麦価格とは、ほぼ同じような計算になる。これは詳しく計算してみればわかりますが、日本の小麦価格と国際小麦協定によつて入る価格とは、大体同じ程度だとわれわれは考えるのですが、その点はどういふぐあいに考えておられますか。

○清井説明員 ただいまはつきりした数字は持つておりませんが、大体同じ程度に。若干は向うが高いかもしれと思つております。

○深澤委員 それからどうも今の米と小麦の数量を総合し、価格の値上りといふものを総合いたしますると、二百二十五億の輸入補給金に、今度五十億プラスをいたしましたも、輸入補給金が不足して来るという計算が出て来るように考へるのであります。その点はどういふぐあいに考えておられますか。

○清井説明員 お話ではございしますが、私どもの計算をいたしましたところによりまして、大体内地の価格と

外国の輸入食糧の価格とを差引きいたしまして、その差額を補給金として繰入れるといふふうに計算をいたしました。大体先ほど申しました五十五億の繰入れによつて、まかない得るといふ計算が出ておるわけでございます。先ほど申し上げましたのは、平均価格を申し上げましたのである。はちよつと御理解が行かなかつたのではないかと申しますけれども、数量と価格との加重平均をいたしておりますので、あるいはさういふようなことが起つたかもしれないのであります。私どもの計算をいたしましたのは、五十五億の繰入金で足りるといふふうに考えておるわけでありませぬ。

○深澤委員 米の中に加州米が入つて来るといふ計画はないですか。

○清井説明員 ただいま加州米の問題については折衝いたしておりまして、入り得る見込みはございませぬ。

○深澤委員 その加州米の数量と価格は大体どのくらいを予定されておるのですか。

○清井説明員 しかとした御返事は申し上げかねますが、予算上は今後三月までに加州米を約八万トンばかり入りたい。これは予算上の数字でありまして、価格は百八十五ドルというように計算いたしております。

○深澤委員 それからこの際ひとつお伺いしたいのであります。最近加州米を米として入れるよりも、酒としてこしらへて入れる方が非常に有利だといふことで、加州米が酒になつて入つて来るという話を、われわれは聞いたのであります。が、さういふ事實はありませぬか。

○清井説明員 私まださういふ事實を

存じておりませぬ。

○深澤委員 これは食管に聞くのは無理かもしれませんが、外国米が酒として内地でつくられるものかどうかという問題ですが、その点は何かさういふ御研究なり、あるいは話を聞かれたかどうか、その点をひとつ。

○清井説明員 ちよつと私からお答えするのいかがかと思ひますが、今までは大体外国米は、できぬことはないかと思ひますけれども、好んで使用はされぬような状態でございます。

○深澤委員 今まで外国米を日本の酒造米に使つた事實があるかどうか。今後酒造米としてこれを使う計画があるかどうか。その点をひとつ。

○清井説明員 ちよつとはつきりとはお答えいたしかねますが、主として酒造用としては内地米を出しておりますので、外国米を酒造用に充てたことはいないのじやないかと、私は記憶いたしております。

○深澤委員 それから価格差の追加払いの問題であります。どうも末端では追加払いの金が、たとえは本年度の麦の金がまだ来てないという事實があるわけでありませぬ。それからもう一つの問題は、最近農協が、一般の農民の承諾を得ずに、これを農協の出資金にまわしてあるという事實もあるのではありませんか。さういふ問題で、追加払いの金が非常に末端におきましては問題を起しているのではありませんか。さういふ事實を食管の方ではお聞きになつたことがあるかどうか。さうしてこれに対してどういふ対策を講じられたか。その点をひとつお伺いしたい。

○清井説明員 ただいまの点でござい

ます、本年度において行いました昨年産の価格差に対する追加払いの問題につきまして、若干一部よりそういう声を聞いたことは事実でございます。私も聞いたことは、いわゆるパリティの差額によりましてバック・ペイの問題は、決定次第だちに支払いをいたしておるのであります。けれども、未端へ行く途中におきまして、あるいは農協あるいは信用組合等においてそれがとどまりまして、直接生産者に行かない場合があつたのじやないかというふう存じておるわけでありませぬ。この点につきまして、具体的に一は存じませぬが、当時そういう声を聞きまして、すみやかにこれが生産者に行き渡るようにという通牒その他適當な措置を、農林省といたしましてはとつた次第でございます。

○深澤委員 この点については、未端の問題として、事務の御監督を願いたいと思ひます。

きよりは時間がないようでありませぬから、また明日でも継続いたしますが、砂糖の五十億という問題です。これは結局は消費者の負担になつてゐるわけですが、これは最近の砂糖の値上げによつて生れた利益でありますか。

○清井説明員 砂糖の問題につきましては、いろいろただいまお話のありました収入の増をはかるというふうな見地も含めまして、かた／＼統制方式の將來の遂行というふうな観点からいまして、家庭用に配給したすものにつきましては、従前通り継続いたしておるのでございますが、業務用につきましては、公定価格による配給制度をやめまして、入札制による売却をいたしましたのであります。

その制度実施によつて、五十億程度の増収をはかるという計画をいたしておるのでございまして、砂糖の業務用の入札制度は、目下実施をいたしておる最中でございます。

○深澤委員 私もどうも十分知つていないのですが、砂糖は今自由販売になつておるのでございませぬか。

○清井説明員 家庭用につきましては配給制度を突行いたしておるわけでございますけれども、業務用につきましては、ただいま言うように入札制を実施いたしておりますので、その面については制限が解かれております。

○深澤委員 そうしますと、最近東京都内等に、自由販売で、たしか百匁七十五匁程度で売つておるのでございませぬか、それはその入札したやつで、自由販売してもさしつかえないということになつておるのでございませぬか。

○清井説明員 家庭用のものにつきましては、配給制でございます。けれども、ただいま御指摘のような問題は、おそらく入札によりまして販売した業務用のものを、販売いたしておるのではないかと、いろいろに考えられます。

○深澤委員 業務用に扱下げをした場合においては、何らか業務に振り向けるといふことで、一般の市場に現われて来る場合には、加工品になつて現われて来るのが普通だと思つておるのですが、砂糖自体が販売されるといふことは、いいのですか。

○清井説明員 建前といたしましては、業務用でございますから、それを買ひました者は、すぐに原材料に加工いたしますけれども、落札者につきましての制限が、一応軽い制限でございます。

まして、大体ある程度資格を持つてゐる経験者は、みな落札できるということになつておるので、いわゆる中間業者がそれを落したような場合には、さういふ現象が起るのではないかと、さういふふうな想像をいたしております。

○深澤委員 砂糖の扱上げにつきまして、何か入札者に対して資格をつけておるということ、われ／＼は聞いておるのであります。それはある一定の数量、一万吨あるいは二万吨をまゝとめて買ひ得る資力、あるいは業績を持つてなければ、入札させないということ、結局大資本家がつばら落札者になつて行くという傾向があるというので、割合中小商人は、この扱下げを受けることができないという不平を聞いたのであります。さういふ事実はあるのですか。

○清井説明員 お答え申し上げます。ただいまの問題でございますが、砂糖の入札制度は、今まで配給制度を実施いたしましたものを、一部切りかえしました問題でございます。食糖庁といたしましては、相当これを慎重に取扱ふ必要があるというふうな考えを、一定の資格を設けまして、過去の経験を有するものでなければならぬといつたようなことで、いたしたわけでございます。しかしその数量等につきましては、あまり一人のものが大量にこれを独占するようになつては、いかにかと思ひまして、その入札する限度の数量につきましては、たしか制限を設けたはずでございます。しかしながら一方信用力があるといふことを前提としなければならぬのであります。さういふ意味の制限も、たしか付して

いると思ひます。そうして第一回、第二回と、ただいまは第二回を実施いたしておりますが、第一回目のおきには、何分にも私もいたしたし、私も、入札者といつたし、私も、様子が変わりませぬので、いろいろ問題が起つたようでございます。けれども、第二回からは、相当中小の業者の方も落札されたというふうな、聞いておる次第でございます。

○夏堀委員 本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時三十七分散会

〔参照〕
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
関税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年十一月二十一日印刷

昭和二十六年十一月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所